

しがの学びと居場所の保障プラン

～安心して学び育つための、不登校の状態にある子ども支援～

令和6年3月



目次

1 不登校等に関する現状と課題 P.1~3

2 滋賀における不登校の子ども支援の基本理念 P.4

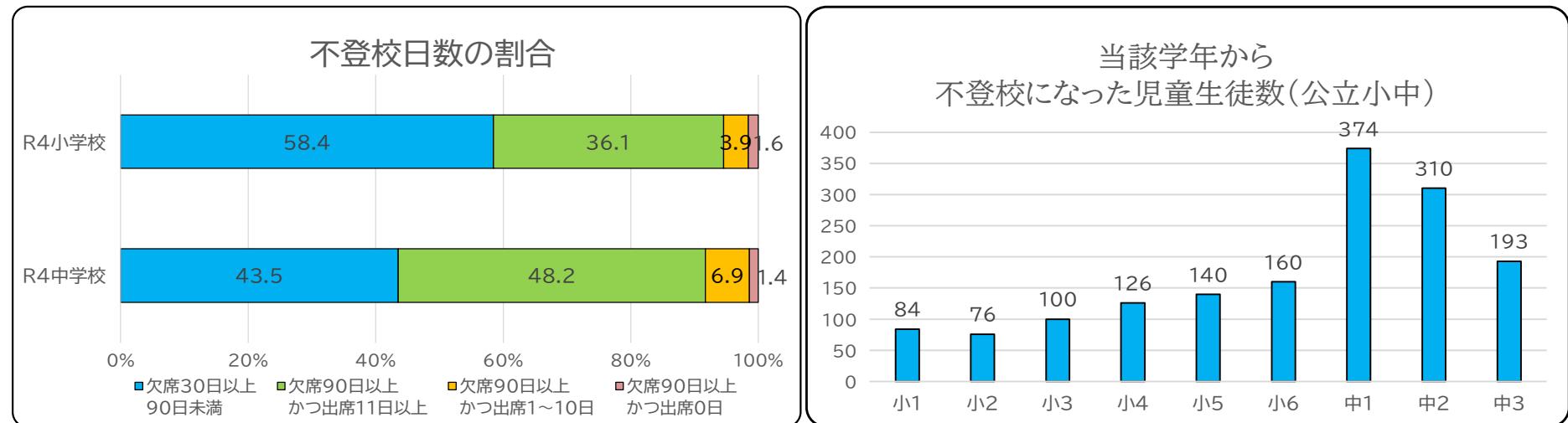
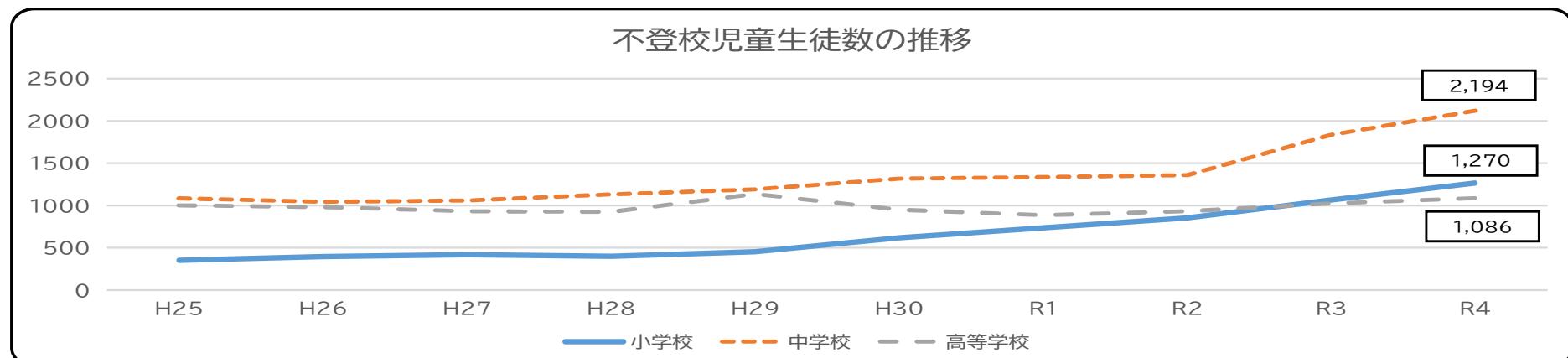
3 支援にあたり重視する視点 P.5

4 不登校の状態にある子どもへの支援策 P.6

令和6年度 滋賀県の不登校対策事業の全体像 P.7~9

1 不登校等に関する現状と課題

不登校等に関する現状①【令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)結果等】



不登校の背景(公立小中)

【小学校】

- ①無気力・不安 640人(50.6%)
- ②親子の関わり方 188人(14.9%)
- ③生活リズムの乱れ、あそび、
非行 177人(14.0%)

【中学校】

- ①無気力・不安 1,048人(49.4%)
- ②いじめを除く友人関係をめぐる
問題 301人(14.2%)
- ③生活リズムの乱れ、あそび、
非行 228人(10.8%)

(参考)当事者を対象とした民間団体による
アンケート結果 ※複数回答

- ①先生のこと 23件
- ②友だちのこと 20件
- ②身体の不調 20件
- ②カリキュラムが合わない 20件
(令和4年 滋賀県フリースクール等連絡協議会調べ)

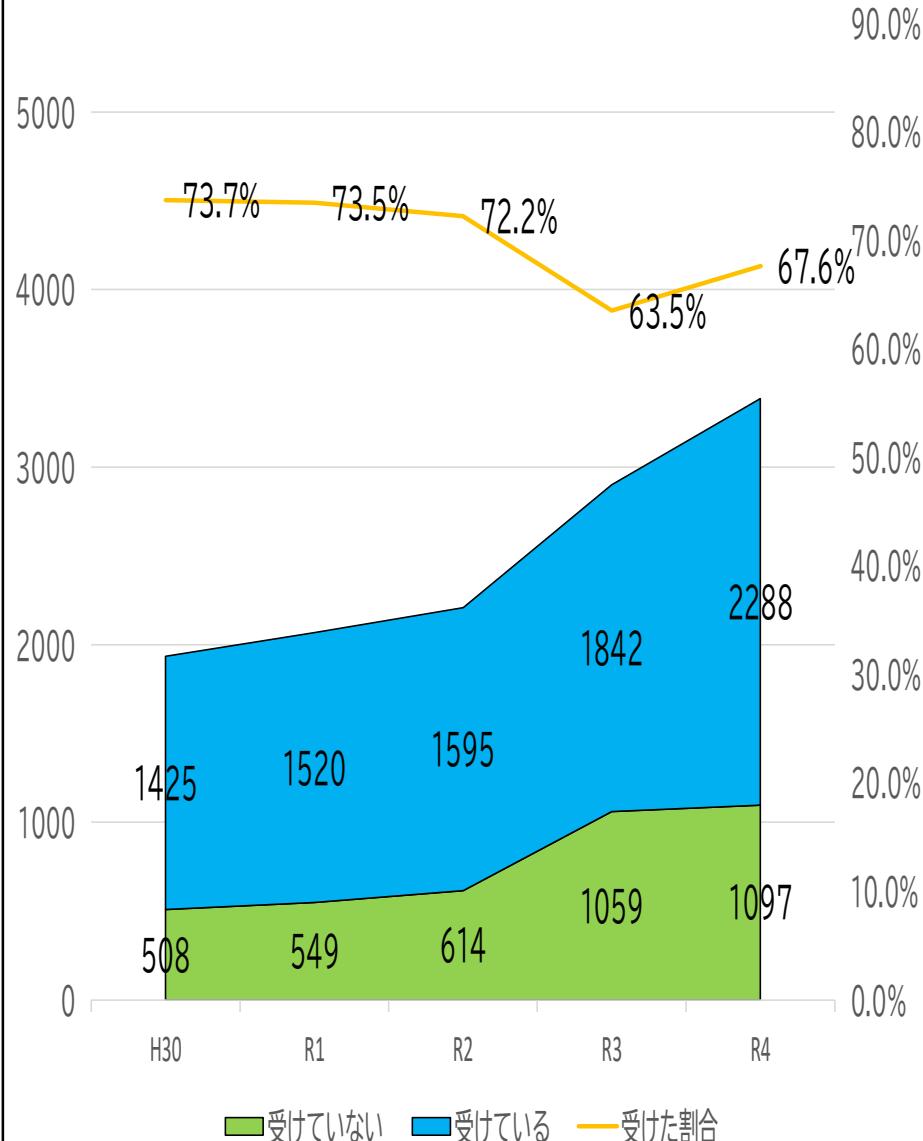
1 不登校等に関する現状と課題

不登校等に関する現状②

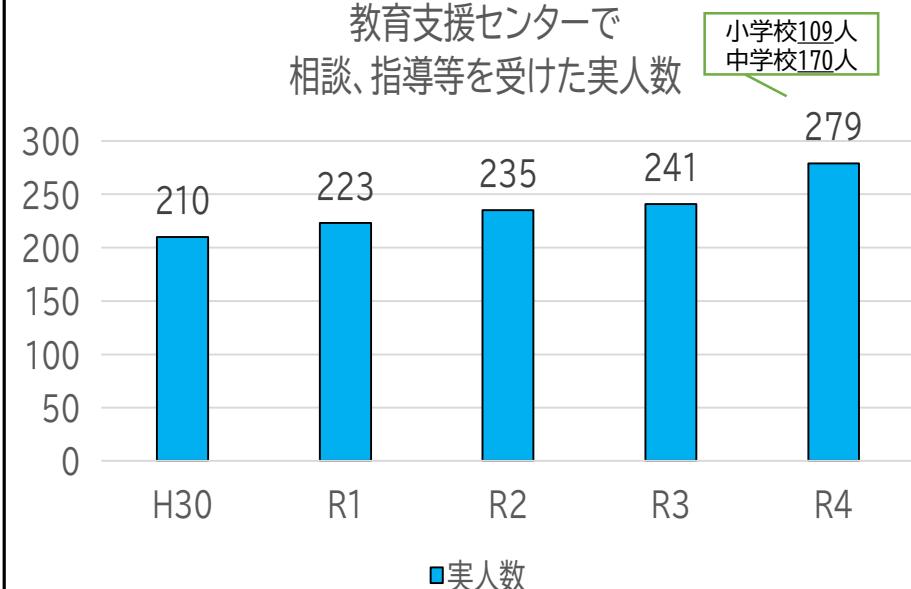
【令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)結果】

※公立小中学校のみ

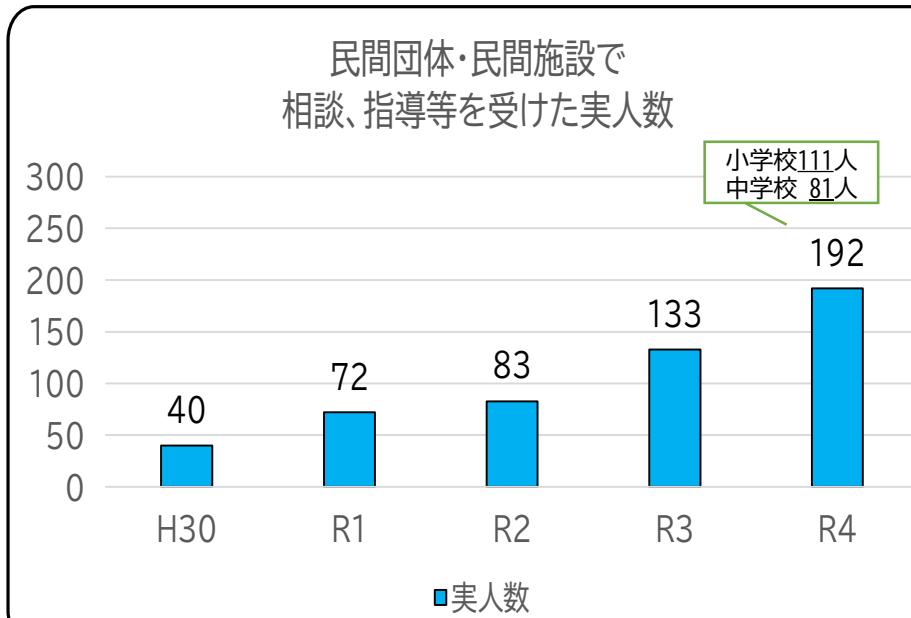
学校内外の機関等で相談・指導等を受けた状況



教育支援センターで
相談、指導等を受けた実人数



民間団体・民間施設で
相談、指導等を受けた実人数



1 不登校等に関する現状と課題 滋賀県における課題

令和4年度、滋賀県の小・中学校等の不登校児童生徒数は過去最多の状況にある。



【令和4年度 文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より】

これまででも、学校教員向けの研修等を通じて不登校の理解と対応が促され、
市町等の工夫により多様な学びの場の支援等が行われてきているが、
上記のように不登校児童生徒は増加傾向であり、
公立の小学生の365人、中学生の732人、高校生の342人が
専門家等による相談・指導等を受けておらず、支援につながっていない。

※スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・養護教諭、教育支援センター、民間団体等での、相談・指導を受けていない人数



学校は、「学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、人と安全・安心につながることができる居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割」※を担っている。

※「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(令和3年中教審答申)より

こうした学校が担う重要な役割を前提としながら、不登校対策にあたっては、子ども自身の意思を十分に尊重し、学びの機会と、人とつながる居場所・セーフティーネットとの双方が保障され、社会的な自立に必要な場が確保されるよう、一人ひとりの状態に応じた支援を行っていく必要がある。

2 滋賀における不登校の子ども支援の基本理念

すべての人が愛情をもって関わり
子どもたちの生きる力を育む

安心して成長できる
居場所をつくる

多様な学びの機会
を確保する

子どもの状態に応じ、教育と福祉の観点から、
教育施策と子ども施策に取り組む関係機関が
連携した「チーム」で支援

3 支援にあたり重視する視点

【1】子どもの目線に立ち、小さなSOSを見逃さず、「チーム」で支援します

- *伝えにくい心の中の不安や悩みに、教員がいち早く気付くことができる
- *心の小さなSOSに「チーム」で素早く対応することにより、早期に最適な支援につなげられている
- *学校が担う重要な役割を前提として、教育と福祉、医療等が連携し、地域とも連携しながら、子どもや保護者が必要な時に支援が行われる

【2】子どもの状態に応じた学びの機会と居場所を確保し、 一人ひとりの思いに寄り添いながら、学び育つことのできる環境を整えます

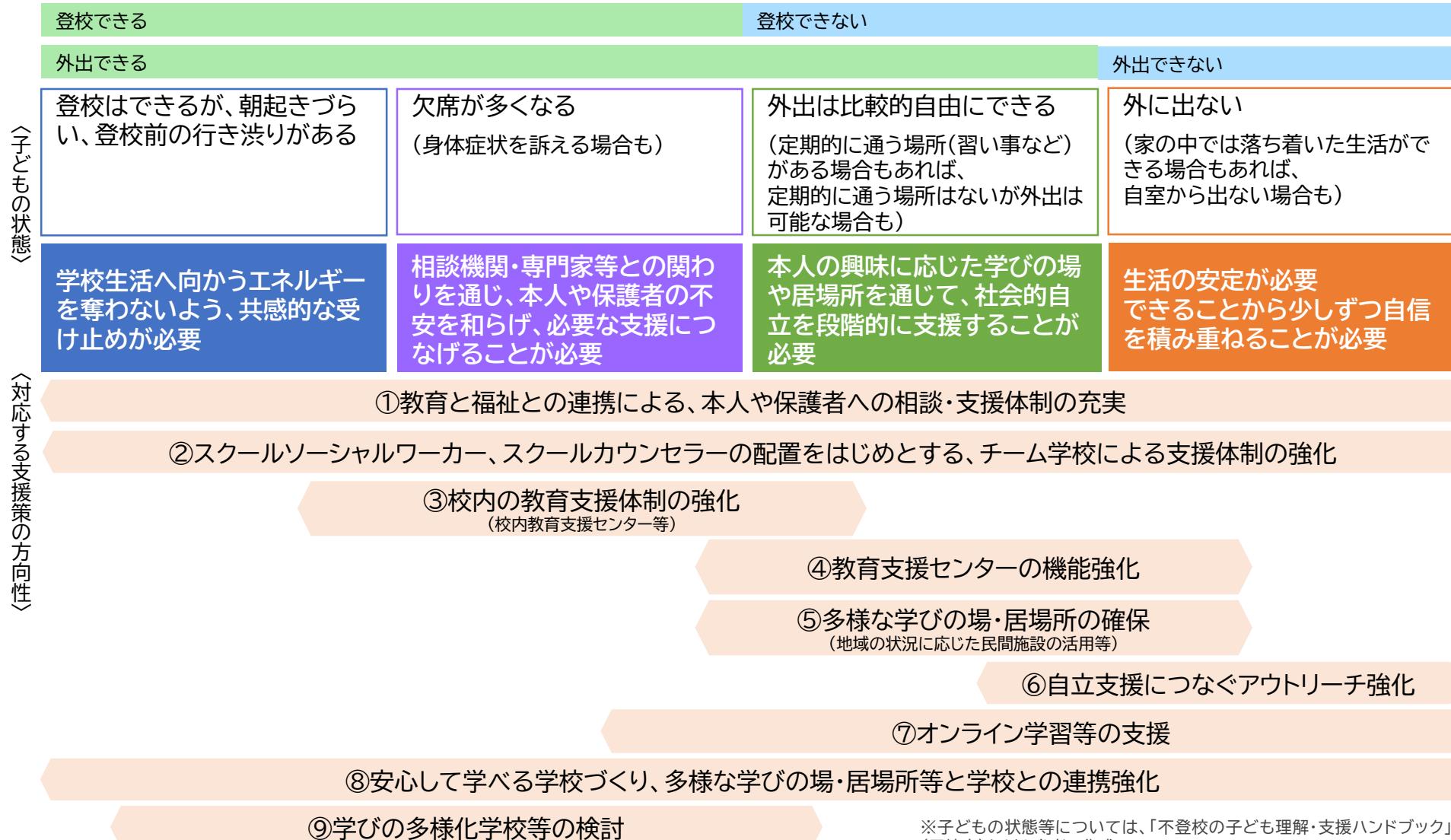
- *学校をはじめ、教育支援センター・社会教育施設、民間施設なども含めて、一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場や居場所が確保されている
- *一人ひとりの学習状況に応じた、わかりやすい授業が行われ、ていねいな学習支援が行われている
- *学校に行けなくてもオンライン等で授業や支援につながることができる
- *学校に行きたいと思った時に、本人や保護者の希望に沿った行きやすい環境が整備されている

【3】学校を「みんなが安心して学べる」場所にするとともに、 多様な学びの場・居場所と連携し、社会的な自立の機会を保障します

- *それぞれの良さ・持ち味を生かした主体的な学びや、みんなが活躍できる機会と出番があり、教員のきめ細かな指導などで学校が魅力ある環境だと実感できる
- *障害の有無や国籍、言語等の違いに関わらず、色々な個性や意見を認め合う雰囲気がある
- *校内に子どもが相談しやすい雰囲気があり、子どものニーズに応じた相談窓口がある
- *学校とつながりながら、それぞれに合った学び方・過ごし方ができる場で自分のよさや持ち味を生かすことができる

4 不登校の状態にある子どもへの支援策

- 子どもたちの状態に応じて必要な支援を切れ目なく確保できるよう、不登校の子どもたちへの分野横断的・包括的な支援策を令和6年度以降順次具体化し、検証を重ねつつ発展させていく。
- 支援策については、下記①～⑨の方向性を重視しつつ、順次、市町や関係者の意見を伺いながら具体化を図る。



※次のような取組も重要。快適で温かみのある学校に向けた施設改修等／困難な状況にある保護者等や家庭の支援／進路相談、就業体験・就業支援 等

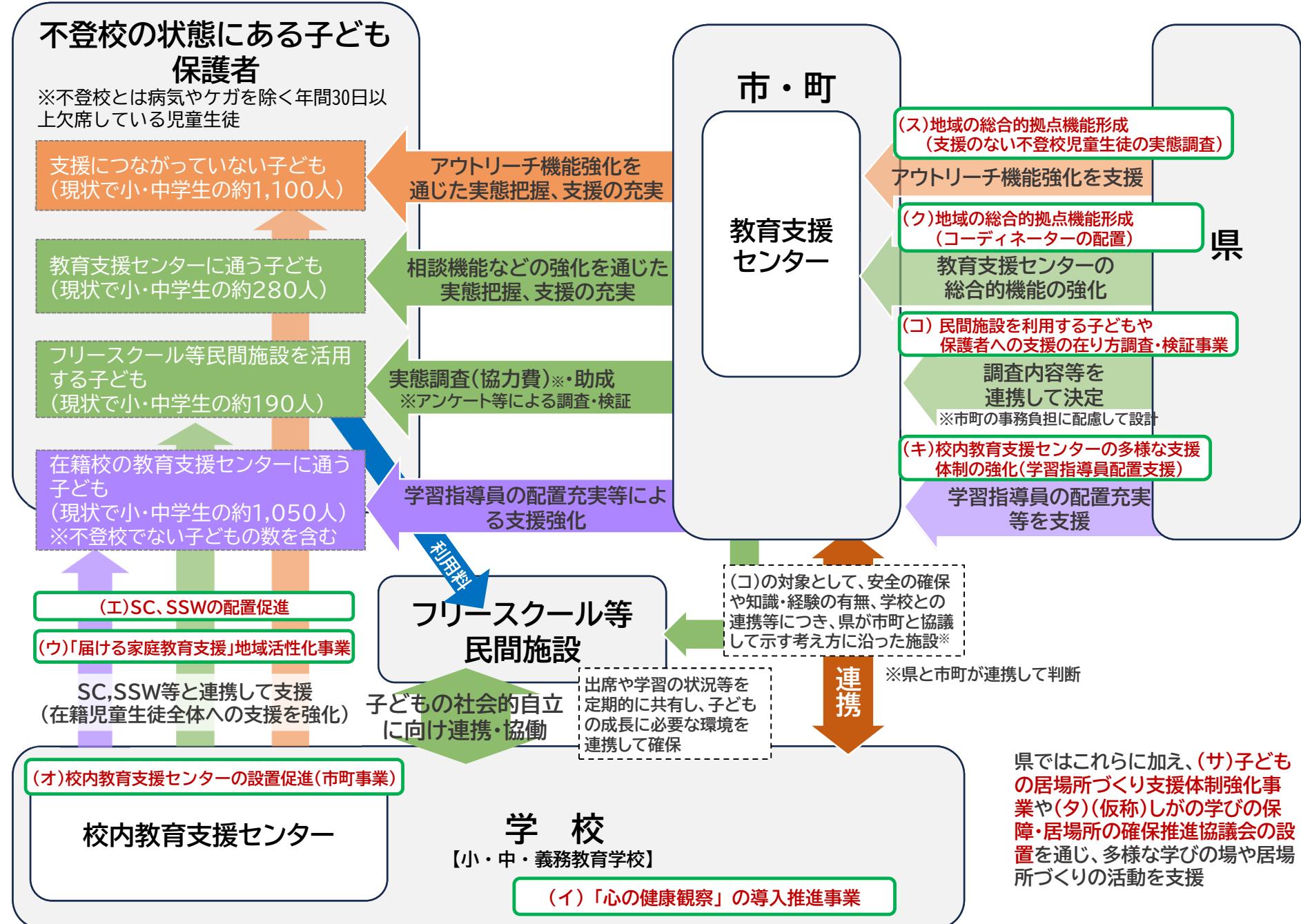
令和6年度 滋賀県の不登校対策事業の全体像

※予算案ベース

	登校できる	登校できない	外出できない
〈子どもの状態〉	登校はできるが、朝起きづらい、登校前の行き渋りがある 外出できる	欠席が多くなる (身体症状を訴える場合も)	外出は比較的自由にできる (定期的に通う場所(習い事など)がある場合もあれば、定期的に通う場所はないが外出は可能な場合も)
〈対応する支援策の方向性〉	学校生活へ向かうエネルギーを奪わないよう、共感的な受け止めが必要	相談機関・専門家等との関わりを通じ、本人や保護者の不安を和らげ、必要な支援につなげることが必要	本人の興味に応じた学びの場や居場所を通じて、社会的自立を段階的に支援することが必要
①教育と福祉との連携による、本人や保護者への相談・支援体制の充実			(ア)こころのサポートしが(LINE相談)事業 (イ)「心の健康観察」の導入推進事業 ★ (ウ)「届ける家庭教育支援」地域活性化事業
②SC,SSWの配置をはじめとする、チーム学校による支援体制の強化			(エ)SC,SSW等の配置促進
③校内の教育支援体制の強化			(オ)校内教育支援センターの設置促進(市町事業) (カ)SSR(スペシャルサポートルーム)教員加配 (キ)校内教育支援センターの多様な支援体制の強化(学習指導員配置支援)
(ク)地域の総合的拠点機能形成(コーディネーターの配置) (ケ)教育支援センターにおけるオンライン学習環境の整備促進(市町事業)			(ク)地域の総合的拠点機能形成(コーディネーターの配置) ★ (ケ)教育支援センターにおけるオンライン学習環境の整備促進(市町事業)
(コ)民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査・検証事業 (サ)子どもの居場所づくり支援体制強化事業 (シ)子ども・若者の居場所づくり支援検証事業			(コ)民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査・検証事業 (サ)子どもの居場所づくり支援体制強化事業 (シ)子ども・若者の居場所づくり支援検証事業
(ス)地域の総合的拠点機能形成(支援のない不登校児童生徒の実態調査) (セ)地域の総合的拠点機能形成(メタバース利活用)			(ス)地域の総合的拠点機能形成(支援のない不登校児童生徒の実態調査) ★ (セ)地域の総合的拠点機能形成(メタバース利活用) ★
⑧安心して学べる学校づくり、多様な学びの場・居場所等と学校との連携強化 ⑨学びの多様化学校等の検討			(タ)(仮称)しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会の設置
(リ)地域の総合的拠点機能形成(多様な学びの場・居場所等情報提供調査委託)			(リ)地域の総合的拠点機能形成(多様な学びの場・居場所等情報提供調査委託) ★

★…国庫全額負担事業(不登校対策COCOLOプラン関連事業)

不登校の状態にある子どもの状況把握および支援のイメージ



(参考)

- 「(コ) 民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査・検証事業」を実施するにあたっては、不登校の状態にある子どもが安全・安心に過ごすことができるよう、安全の確保や不登校に関する知識・経験の有無、学校との連携等につき、県が市町と協議して一定の考え方を示すこととしたい。
- なお、この考え方は、様々な状態にある子どもが、社会的自立に向けて踏み出すための環境として最小限求められる点を整理したものとなる予定であり、学びの質等の観点からの認証等を行うものではないことには留意が必要である。

※ 県としては、持続可能な支援策を責任をもって展開していく観点からも、民間団体に対する経常費補助と憲法89条後段が規定する「公の支配」との関係については、施設の設置主体や活動内容等に関しどのようなルールが必要なのか、国との対話を続け、国の見解と一致させながら進めていきたいと考えている。

※ 併せて、希望する市町があれば、多様な学びの場・居場所と学校との連携の在り方(民間施設への不登校の子ども支援のための事業委託や、公設民営での教育支援室等の設置など)について国の連携モデル事業を通じて検証するとともに、多様な学び方が正規の学校教育として認められる「学びの多様化学校(旧:不登校特例校)」の在り方や、多様な学びを実現するカリキュラムの在り方について検討していく。